

## 高知県再造林推進会議規約

### (目的)

第1条 高知県再造林推進会議(以下「会議」という。)は、森林の有する公益的機能の発揮や2050年カーボンニュートラルの実現への貢献、また将来的な人工林資源の確保に向け、森林・林業・木材産業をはじめとする多様な関係者が協力し、再造林の推進に向けて取り組むことを目的とする。

### (事業)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 再造林に係る先進的な取組等の発信・情報共有。
- (2) 再造林の推進に向けた仕組みづくり。
- (3) その他第1条に定める本会議の目的を達成するために必要な活動。

### (会員等)

第3条 会議の会員は、その趣旨に賛同する団体、法人及び地方公共団体とする。

- 2 会議に入会又は退会しようとする者は、事務局に申し込むものとする。

### (会長等)

第4条 会議に、会長1名及び副会長2名(以下「会長等」という。)を置く。

- 2 設立時の会長等は、発起人会において選任したものを充てる。
- 3 会長等は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。
  - (1) 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。

### (会長等の任期)

第5条 会長等の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会長等が欠けたことにより、後任として選任された会長等の任期は、総会において選任された日から、前任者の任期終了日までとする。
- 3 会長等の任期満了後及び退任の申し出があった場合は、幹事の互選により選任し、後任が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

### (総会の構成及び招集)

第6条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総会の決議)

第7条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会に出席できない正会員は、代理人に議決を委任することができる。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定改廃に関すること。

(2) その他会議の運営に関する重要な事項に関すること。

(幹事)

第8条 会議の運営に関し必要な事項を協議・調整するため、幹事会を置く。

2 幹事は別表の設立時の団体をもって構成する。ただし、幹事会の議決により追加することができる。

3 幹事の任期満了日は、会長等の任期満了日と同じとする。

4 幹事会の幹事長には会長を、副幹事長は副会長を充てるものとする。

5 幹事会は会長が招集する。

6 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を総理する。

7 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

8 幹事会は、幹事総数の過半数をもって成立する。

9 幹事会における議決事項は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

11 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

12 その他幹事会の運営等に関する事項は、幹事長が別に定める。

(部会)

第9条 具体的な事業の推進を図るため、必要に応じ会議に部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営については、幹事会の議決をもって定める。

(事務局)

第10条 会議の庶務を処理するため、高知県木材増産推進課に事務局を置く。

附則 この規約は、令和5年10月23日から施行する。

2 設立時の総会の議決事項は、幹事会への付議を必要としない。

3 設立時の総会は発起人が招集する。

別表

高知県再造林推進会議 幹事会名簿

団体名
高知県森林組合連合会
高知県素材生産業協同組合連合会
一般社団法人高知県木材協会
一般社団法人高知県山林協会
一般社団法人高知県森林土木協会
一般社団法人四国林業土木協会
高知県種苗緑化協同組合
高知県

高知県再造林推進会議 役員名簿

役職	団体名
会長	高知県森林組合連合会
副会長	一般社団法人高知県木材協会
副会長	一般社団法人高知県山林協会